高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則

　（趣旨）

第１条　この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）の施行に関し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成２９年国土交通省令第６３号）及び国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成２９年厚生労働省・国土交通省令第１号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（登録の通知）

第２条　法第１０条第３項の規定による登録の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第１号）により行うものとする。

（登録基準に適合しない旨の通知）

第３条　法第１０条第４項の規定による法第８条の登録の申請が法第１０条第１項の基準に適合しないと認めるときの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第２号）により行うものとする。

（登録の拒否の通知）

第４条　法第１１条第２項の規定による登録の拒否の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第３号）により行うものとする。

　（申請の取下げ）

第５条　法第８条の規定による登録の申請を行った者は、当該申請に係る法第１０条第３項若しくは第４項又は法第１１条第２項の規定による通知の前に当該申請を取り下げる場合は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下届出書（様式第４号）により市長に届け出なければならない。

　（登録簿の閲覧）

第６条　第６条　法第１３条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を都市整備局住宅建築部住宅政策課内に置く。

２　登録簿の閲覧時間は、高松市の休日を定める条例(平成元年高松市条例第４号)第１条第１項各号に掲げる日を除き、午前８時３０分から午後５時までとする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他特に必要があると認める場合は、臨時に閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

４　登録簿を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(１)　登録簿を閲覧所の外に持ち出さないこと。

(２)　登録簿を汚し、又は破らないこと。

(３)　他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

５　市長は、前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

　（廃止の届出）

第７条　法第１４条第１項の規定による廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第５号）により行わなければならない。

（登録事業者の報告の徴収）

第８条　登録事業者は、市長から法第２２条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求められたときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第６号）により当該報告をしなければならない。

（登録の取消しの通知）

第９条　法第２４条第３項の規定による登録を取り消した旨の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第７号）により行うものとする。

　（居住安定援助計画の認定の通知）

第１０条　法第４０条第１項の規定による認定の申請について、法第４１条に掲げる認定の基準に適合していると認めその認定をしたときの、法第４３条第１項の規定による認定の通知は、居住安定援助計画認定通知書（様式第８号）により行うものとする。

（認定の基準に適合しない旨の通知）

第１１条　法第４０条第１項の規定による認定の申請が、法第４１条に掲げる認定の基準に適合しないと認めるときの通知は、居住安定援助計画認定基準不適合通知書（様式第９号）により行うものとする。

　（認定の申請の取下げ）

第１２条　法第４０条第１項の規定による認定の申請を行った者は、当該申請に対する処分がされる前に当該申請を取り下げる場合は、居住安定援助計画認定申請取下届出書（様式第１０号）により市長に届け出なければならない。

（居住安定援助計画の変更の認定の通知）

第１３条　法第４４条第２項において準用する法第４３条第１項の規定に基づく通知は、居住安定援助計画の変更認定通知書（様式第１１号）により行うものとする。

（居住安定援助計画の軽微な変更の届出）

第１４条　共同省令第２１条第２項の規定による軽微な変更の届出は、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（様式第１２号）により行うものとする。

（専用賃貸住宅の目的外使用の承認の通知）

第１５条　法第５０条第１項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認の通知は、目的外使用に係る承認通知書（様式第１３号）により行うものとする。

（認定事業者の報告の徴収）

第１６条　認定事業者（法第４０条第１項の居住安定援助計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者は、市長から法第５４条第１項の規定によりその業務に関し必要な報告を求められたときは、居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告書（様式第１４号）により当該報告をしなければならない。

（立入検査をする職員の身分を示す証明書）

第１７条　法第５４条第３項の規定により準用する法第３３条第２項の身分を示す証明書は、様式第１５号によるものとする。

　（居住安定援助計画の認定の取消しの通知）

第１８条　法第５６条第３項の規定による計画の認定を取り消した旨の通知は、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第１６号）により行うものとする。

（委任）

第１９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

　　　附　則

この規則は、平成２９年１０月２５日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

　　　附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

様式１号（第２条関係）

高　　第　　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第１０条第１項の規定に基づき登録をしたので、同条第３項の規定により通知します。

１　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地

　　名　称

　　所在地

２　登録年月日及び登録番号　　　　　年　　月　　日　　第　　　　　　号

様式２号（第３条関係）

高　　第　　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第１０条第１項の基準に適合しないと認めたので、同条第４項の規定により通知します。

１　申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要

　　名　　称

　　所 在 地

２　基準に適合しない理由

教示　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

　　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式３号（第４条関係）

高　　第　　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第１１条第１項の規定により登録の拒否をしたので、同条第２項の規定により通知します。

１　申請のあった住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要

　　名　　称

　　所 在 地

２　登録の拒否をした理由

教示　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

　　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式４号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　（宛先）高松市長

届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下届出書

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に係る申請の取下げをしたいので、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第５条の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請年月日 | 年　　月　　日 |
| ２　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| ３　取下げの理由 |  |
| ４　備考 |  |
| ※受付欄 |  |

　注　※欄は、記入しないでください。

様式５号（第７条関係）

　年　　　月　　　日

　（宛先）高松市長

届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第８条の登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の廃止をしたので、同法第１４条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| ２　登録年月日及び登録番号 | 年　　月　　日　　第　　　　　　　　　　号 |
| ３　廃止年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ４　廃止の理由 |  |
| ５　廃止に伴い実施する入居者への対応その他の措置 |  |
| ６　補助事業の適用の有無 | □有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□無 |
| ７　その他必要な事項 |  |
| ※受付欄 |  |

　注

１　※欄は、記入しないでください。

２　補助事業の適用の有無の欄は、該当する項目の□内に***レ***印を入れてください。

様式６号（第８条関係）

年　　月　　日

　（宛先）高松市長

報告者　住所

　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書

　　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の管理の状況について、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第８条の規定により次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称及び所在地 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| ２　登録年月日及び登録番号 | 年　　月　　日　　第　　　　　　　　　　号 |
| ３　最終変更届出年月日 | 年　　月　　日　　 |
| ４　変更の有無 | □有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□無 |
| ５　登録の基準への適合状況 | □適合□不適合（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６　報告の内容 |  |
| ７　担当者連絡先 | 氏名事務所の所在地電話番号 |

注

１　最終変更届出年月日の欄は、変更の届出をした場合に記入してください。

２　変更の有無の欄及び登録の基準への適合状況の欄は、該当する項目の□内に***レ***印を入れてください。変更の届出が必要な場合は、変更の届出を行ってください。

３　変更がある場合（変更の届出を行った場合を除く。）は、当該変更の内容が分かる書類その他の必要な書類を添付してください。

４　報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式７号（第９条関係）

高　　第　　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

高松市長

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書

　次の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２４条第１項又は第２項の規定によりその登録を取り消したので、同条第３項の規定により通知します。

１　登録年月日及び登録番号　　　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　号

２　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の概要

　　名　　称

　　所 在 地

３　登録を取り消した理由

教示　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

　　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式８号（第１０条関係）

高　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市長

居住安定援助計画認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった標記計画について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第４１条の規定に基づき認定したので、同法第４３条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　認定年月日

２　認定番号

３　住宅の名称

４　住宅の所在地

様式９号（第１１条関係）

高　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市長

居住安定援助計画認定基準不適合通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった居住安定援助計画については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第４１条の基準に適合していないことを認めたので、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第１１条の規定により通知します。

記

１　申請のあった居住安定援助賃貸住宅の概要

　　名称

　　所在地

２　基準に適合しない理由

教示　この処分について不服がある時は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式１０号（第１２条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助計画認定申請取下届出書

　居住安定援助計画申請の取下げをしたいので、高松市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行細則第１２条の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ２　居住安定援助賃貸住宅の概要 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| ３　取下げの理由 |  |
| ４　備考 |  |
| ※受付欄 |  |

注

　１　※欄は、記入しないでください。

　２　届出者が法人である場合には、代表者の氏名も記載してください。

　３　この書類は、居住安定援助賃貸住宅事業に係る居住安定援助賃貸住宅事業者を構成する賃

貸人及び援助実施者ごとに作成してください。

様式１１号（第１３条関係）

高　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市長

居住安定援助計画の変更認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった居住安定援助計画（第　　　　号）の変更について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第４４条第２項において準用する同法第４１条の規定に基づき認定したので、同法第４４条第２項において準用する同法第４３条第１項の規定に基づき通知します。

様式１２号（第１４条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

居住安定援助計画の軽微な変更届出書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第２１条第２項の規定に基づき、居住安定援助計画の軽微な変更を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更予定年月日 |
|  |  |  |  |

備考

変更の認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

様式１３号（第１５条関係）

高　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市長

目的外使用に係る承認通知書

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第３２条の規定に基づき、　　　　年　　月　　日付けで申請のあった居住安定援助計画（第　　　　号）に係る専用賃貸住宅の目的外使用について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５０条第１項の承認をしたので通知します。

様式１４号（第１６条関係）

年　　月　　日

　（宛先）高松市長

報告者　住所

　　　　　 氏名

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

居住安定援助賃貸住宅事業に関する報告書

　　居住安定援助賃貸住宅事業の実施状況について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５４条第１項の規定により次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　居住安定援助賃貸住宅の名称及び所在地 | 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| ２　認定年月日及び認定番号 | 年　　月　　日　　第　　　　　　号 |
| ３　最終変更認定又は届出年月日 | 年　　月　　日　　 |
| ４　変更の有無 | □有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□無 |
| ５　認定の基準への適合状況 | □適合□不適合（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ６　報告の内容 |  |
| ７　担当者連絡先 | 氏名事務所の所在地電話番号 |

注

１　最終変更認定又は届出年月日の欄は、変更の認定を受けた場合又は、軽微な変更の届出をした場合に記入してください。

２　変更の有無の欄及び認定の基準への適合状況の欄は、該当する項目の□内に***レ***印を入れてください。

３　変更がある場合（必要な手続きを行った場合を除く。）は、当該変更の内容が分かる書類その他の必要な書類を添付してください。

４　報告の内容の欄は、できるだけ具体的に記入してください。

様式１５号（第１７条関係）

|  |
| --- |
| （表） |
| 　　第　　　号身　　分　　証　　明　　書所 属職 氏 名生年月日 　　　年 　　月 　　日上記の者は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５４条第１項の規定により、立入検査をする者であることを証明する。年　月　日高松市長 |
| （裏） |
| **住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（抜粋）**（報告徴収及び立入検査）第５４条　都道府県知事等は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定事業者又は認定事業者から認定住宅の管理を委託された者（以下この項において「管理受託者」という。）に対しその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者若しくは管理受託者の事務所若しくは営業所若しくは認定住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。２　前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している認定住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。３　第３３条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による立入検査について準用する。（報告、検査等）第３３条　（省略）２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 |

様式１６号（第１８条関係）

高　　第　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高松市

居住安定援助計画認定取消通知書

次の居住安定援助計画の認定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第５６条第１項又は第２項の規定によりその認定を取り消したので、同条第３項の規定により通知します。

１　認定年月日及び認定番号　　　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　号

２　居住安定援助賃貸住宅の概要

　　名　　称

　　所 在 地

３　認定を取り消した理由

教示　この処分について不服がある時は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。